

第三者機関の命令・立入検査権限と主務大臣の命令・立入検査権限について

第1 論点

- 第三者機関の民間事業者に対する命令・立入検査権限等と事業を所管する大臣等が有する命令・立入検査権限等との間の役割分担等をどのように整理すべきか。
 - ① 番号法のみ違反する事例が発生した場合
⇒ 第三者機関による権限の行使
 - ② 個人情報保護法のみ違反する事例が発生した場合
⇒ 主務大臣による権限の行使
 - ③ 複数の法令に違反する事例が発生した場合
⇒ 第三者機関・主務大臣による権限の行使
役割分担等が問題となるのは③の場合となる。

第2 権限が重なり得る現行法の事例

1. 建設業者に対する命令・立入検査権限

- 国土交通大臣の命令・立入検査権限
建設業法第28条(命令)、第31条(立入検査権限)
- 公正取引委員会の命令・立入検査権限
独占禁止法第7条等(命令)、第47条(立入検査権限)

2. 銀行に対する命令・立入検査権限

- 内閣総理大臣の命令・立入検査権限
銀行法第26条(命令)、第25条(立入検査権限)
- 公正取引委員会の命令・立入検査権限
独占禁止法20条等(命令)、第47条(立入検査権限)

第3 複数の機関による権限行使の具体的事例

1. 企業A(建設業者)に対する処分

《概要》

公正取引委員会が企業Aに対し、独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を理由に排除措置命令を発出。企業Aの監督官庁である国土交通省は、独占禁止法第3条違反が建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当するとし、建設業法に基づき営業停止命令を発出。

2. 企業B(銀行)に対する処分

《概要》

公正取引委員会が企業Bに対し、独占禁止法第19条違反(不公正な取引方法の禁止)を理由に勧告を実施。企業Bの監督官庁である金融庁は、公正取引委員会による法令違反の指摘にかかる事実等から、経営管理態勢等について重大な問題が認められるとし、銀行法に基づき業務停止命令等を発出。